

令和8年6月10日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子
(公印省略)

「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模メディアプロモーション事業 (道外)」の委託に係る
企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名 令和8年度誘客促進強化事業大規模メディアプロモーション (道外) 事業
2. 業務委託期間 契約締結日～令和9年3月12日 (金)
3. 業務委託内容 別紙「企画提案募集要領 (指示書)」参照
4. 事業費 (上限) 46,000,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)
5. 今後のスケジュール (予定)
 - 6月10日 (水) 公示、観光機構 WEB サイト掲載
 - 6月30日 (火) 企画提案参加表明締切 15:00
 - 7月8日 (水) 企画提案書の提出期限 15:00
 - 7月15日 (水) 企画提案の審査
 - 7月下旬 契約締結、業務開始

6. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。事業内容に関する質問は6月30日 (火) 15:00 までメールにて受付けます。参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

【お問合せ】 公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
小島・林
TEL : 011-231-0941
E-mail : n_kojima@visithkd.or.jp
m_hayashi@visithkd.or.jp

以上

「令和8年度誘客促進強化事業大規模メディアプロモーション事業（道外）」に係る 企画提案募集要領（指示書）

1. 目的

国内市場において北海道の認知拡大と観光需要の喚起・創出を図るため、OOH等の交通広告、WEB広告、インフルエンサー及びメディアによる情報発信を組み合わせた統合的な広告宣伝プロモーションを展開する。北海道観光の魅力発信を強化し、効果的な情報発信を行うことで、一般消費者の認知・興味喚起・旅行意欲の向上を狙い、新たな北海道ファンの獲得及び旅行先としての選択意欲の向上を図る。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

次のいずれにも該当すること

- (1) 単体企業又は複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の要件を全て満たしていること。
- (2) 単体企業又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること。
（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）
 - ・民間企業
 - ・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ・その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打ち合わせを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (7) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限） 46,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結日～令和9年3月12日（金）

(1)業務スケジュール

6月10日(水)	公示、観光機構WEBサイト掲載	
6月30日(火)	企画提案参加表明締切	15:00
7月8日(水)	企画提案書の提出期限	15:00
7月15日(水)	企画提案の審査	
7月下旬	契約締結、業務開始	

※日程については変更となる場合がある為、その都度確認すること。

(2)業務完了日

令和9年3月12日(金)までに全ての業務を完了すること(報告書作成業務含む)。

(3)委託費の支払

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払を受けるものとする。

7. 業務委託内容(企画提案事項)

上記の目的を達成するため、下記に示すプロモーション業務を実施すること。

(1)ターゲット

首都圏・関西圏を中心とした道外(国内)に在住する一般消費者をターゲットとする。

ターゲット	エリア
メイン	首都圏・関西圏
サブ	中京圏・その他全国(北海道を除く)

(2)プロモーションの実施方針

7.(1)にて定めるターゲット及び下記訴求テーマ、7.(3)に定めるプロモーション内容等を踏まえ本事業実施に当たっての基本的な考え方、企画の特徴、効果的なプロモーション展開、実施スケジュールについて提案すること。

訴求テーマ及び実施方針

訴求テーマ:「まだ知らない“好き”に会いに行く。」×「ガストロノミー」

北海道は広大な地域ごとに異なる食文化を有していることから、北海道の豊かな食の魅力単なる「美食」や「グルメ」として発信するのではなく、その地域ならではの文化や歴史、自然、生産者の思いなどのストーリーや体験価値とともに発信し、食を入口に地域文化へ触れる「ガストロノミーツーリズム」として訴求する。「食べるために行く」だけでなく、「その土地でしか味わえない体験を求めて旅する」という新たな旅の価値を提案することで、北海道観光への興味喚起と来訪意欲の向上を図る。

(3)プロモーションの内容

①00Hを活用した広告宣伝プロモーションの実施

大型ビジョン及びサイネージ、駅貼りポスター等の00Hを活用した広告宣伝プロモーションを実施し、上記にて定めるターゲットに対し、訴求テーマの認知拡大や本道への誘客促進を図ること。また、00Hは接触時間が限られることから、訴求テーマを軸に、北海道の食・文化・体験の魅力が瞬時に伝わるビジュアル及びコピーを活用し、興味喚起を図ること。さらに、単なるグルメ訴求ではなく、その食の背景にある地域文化や歴史、自然、生産者の思いなどを想起させるクリエイティブとし、「食を通じてその土地を知る旅」という北海道とガストロノミーツーリズムの価値が伝わる内容とすること。

加えて、展開媒体の提案にあたっては、媒体及び掲出時期、展開エリア、訴求クリエイティブ、広告接触想定人数、接触頻度などを明確にしたうえで媒体選定を行い、プロモーション効果が最大となるよう予算配分を考慮すること。また、各種選定理由や広告効果を企

画書内に明記すること。さらに、プロモーション展開においては、特設サイトや動画再生等への誘導導線を設計・実施し、誘導方法や効果測定手法を具体的に提案すること。なお、詳細については契約締結後と協議の上決定とすること。

- ア) 展開時期：秋季とし、訴求テーマやターゲットを踏まえた効果的な時期とすること。
- イ) 展開エリア：首都圏・関西圏において、旅行と親和性の高いターゲットの利用頻度が高い主要駅や交通結節点を中心に展開すること。

展開エリア	想定箇所
首都圏	東京駅等の主要ターミナル
関西圏	大阪駅等の主要ターミナル

- ウ) 掲出期間：首都圏・関西圏ともに各2週間程度の掲出期間を確保すること。

②Web 広告を活用した広告宣伝プロモーションの実施

SNS、YouTube、TVer 等の WEB 広告を媒体として北海道×訴求テーマのイメージを発信（拡散）し、本道への興味喚起・誘客強化促進を図るプロモーションを展開すること。また、7.(3)①にて実施する 00H 広告と連動した時期に広告配信を行い、00H による認知・興味喚起から、WEB 広告による想起強化、特設サイト等への誘導による来訪意欲醸成へとつなげる一体的なプロモーションを展開すること、さらに、その他の期間においても、効果的な配信時期・ターゲットを設定のうえ、訴求テーマへの共感醸成と来訪意欲の向上を図ること。加えて、媒体選定理由及び時期、プロモーション手法、想定される効果（リーチ数や再生回数、サイト流入数など）、効果測定手法についても具体的に示すこと。なお、各媒体への広告出稿額の合計は、9,000,000 円（税込）を上限とし、詳細については契約締結後当機構と協議の上決定とすること。

- ア) 展開時期：秋季～冬季の期間において、訴求テーマやターゲットを踏まえた効果的な時期とすること。
- イ) 展開エリア：首都圏・関西圏を中心とした全国（北海道を除く）

③メディア・インフルエンサー等を対象とした体感イベントの実施

訴求テーマに基づき、北海道の食の魅力単なる「美食」や「グルメ」として伝えるのではなく、食材が育まれる自然や生産者の想い、地域に根付く歴史・文化、ペアリングなど、その土地ならではのストーリーや体験価値を体感（北海道の物語を味わう）できる、食を入口に地域文化へ触れる「ガストロノミーツーリズム」の魅力訴求できるイベントを実施すること。また、参加者（メディア・インフルエンサー）はいずれかに偏ることのないよう配慮すること。あわせて、参加者による記事掲載や SNS 投稿などの情報発信を促進し、その情報を通じて北海道への興味・関心を高めることにより、実際に北海道を訪れて現地ならではの食体験を楽しみたいという機運を醸成し、来訪意欲の向上につなげる内容とすること。さらに、イベントは北海道のシェフや食に関わる団体、生産者等と連携し、北海道産食材を活用したライブキッチンや試食体験を実施するとともに、トークセッションを通じて食の背景にある地域の風土や文化を体感できる内容とすること。加えて、フォトスポットの設置や各地の食文化、観光資源を紹介する展示・装飾等を行い、「食を通じて北海道の魅力を知る旅」というガストロノミーツーリズムの価値を伝えられる空間を創出すること。なお、実施会場、道内連携先候補、メディア・インフルエンサーの集客方法・候補、実施内容及び情報発信手法等について具体的に提案すること。なお、イベントの詳細は契約締結後、観光機構と協議の上決定とすること。

- ア) 展開時期：秋季～冬季の期間において、訴求テーマやターゲットを踏まえた効果的な時期

期とすること。

イ) 実施場所・回数：東京・大阪 各1回（1日）実施すること

ウ) 参加者：首都圏・関西圏のメディア

食や旅行に関心の高いフォロワーを有するインフルエンサー
各会場 20名以上

④インフルエンサー招聘

訴求テーマに基づき、北海道の食の魅力を単なるグルメ情報としてだけではなく、地域の文化や歴史、自然、生産者の想いなど、その土地ならではのストーリーや体験価値とともに発信できるインフルエンサーを選定し、情報発信を実施すること。また、インフルエンサーの選定にあたっては、フォロワー数のみを重視するのではなく、保存数・コメント率等のエンゲージメントや発信内容との親和性を考慮し、旅行、食、ライフスタイル分野等において高い発信力を有し、本事業のターゲット層との親和性が高い人材を起用すること。さらに、起用人数、選定理由、ターゲット設定、発信媒体、発信内容、フォロワー数、想定リーチ数、エンゲージメント率、動画再生回数等及び効果測定手法について明記すること。なお、本施策に係る経費の合計金額は、3,000,000円（税込）を上限とし、詳細については契約締結後、観光機構と協議の上決定とすること。

ア) ターゲット層：旅行、食、ライフスタイル分野において関心の高い国内消費者

イ) 招聘対象：3名以上とする。

インフルエンサーの選定においては、受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議のうえ、決定すること。

ウ) 招聘コースの企画、運営、調整、手配

各インフルエンサーの北海道滞在は2泊3日以上とし、招聘時期やスケジュールのほか、地域偏在の解消と訴求テーマに合致したエリア・行程案を提案すること。また、招聘時期、エリア・コースについては、最終的に観光機構と協議のうえ、決定すること。さらに、観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。

エ) 招聘に係る航空券、宿泊、食事、交通手段などの一切の手配をすること。

オ) 発信について

配信方法や、配信回数、配信内容等について、可能な限り明確に提案すること。記事配信のリーチ数やエンゲージメント率、動画配信の再生数等の成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。

⑤ 広告宣伝プロモーションツール制作について

ア) プロモーション用PR動画

映像構成・テーマ

訴求テーマに基づき、北海道の食の魅力地域文化や歴史、自然、生産者の想いやペアリング体験などその土地ならではのストーリーをはじめ、食を入口に地域文化へ触れる北海道での「ガストロノミーツーリズム」の体験価値を、視聴者が現地の空気感や旅の深みを直感的に理解できるよう、一定のストーリー性を持たせた構成とすること。また、構成やバランスについて、効果的なものを企画・提案すること。

撮影・編集方針

映像は新規撮影を基本とすること。やむを得ない理由により本事業期間内に撮影が難しい場合は一部既存素材の利用も可とする。

制作本数・動画尺

・メイン動画：1本（5分程度）

主に、プロモーション会場やサイネージ等での活用を想定し、食を入口に地域文化へ触れる北海道のガストロノミーリズムの魅力やイメージを訴求できる内容とし、気運醸成に繋がる構成とすること。

・ショート動画：3本（各15秒～30秒程度）

主にSNSやサイネージ等での発信を想定し、メイン動画の見どころや印象的なシーンを切り抜いた構成とすることで、視聴者の興味・関心を惹きつける内容とすること。

なお、動画尺については上記を目安とするが、発信内容及び7の(3)①にて実施するOOH等の展開を踏まえ、より効果的な動画尺や見せ方がある場合は、その内容及び理由を企画提案書に記載すること。

□キャラクターの利用及びロゴの利用について

PR動画には、北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」を使用のうえ、HOKKAIDO LOVE!のロゴ、観光機構のロゴを盛り込むこと。次年度以降においても継続的な利用を想定しているため、タレントの利用は行わないこと。

□使用する音源（BGM）

音源等を使用する場合は、著作権フリー素材を使用すること。有償素材使用の場合は、その使用範囲が納品後の編集を含む二次使用が可能であるものを使用すること。

□制作物の著作権及び二次利用の権利の整理

本事業にて制作した映像および編集後動画の著作権は観光機構に帰属するものとする。

また、観光機構が実施する他の事業（WEBサイト、SNS、各種プロモーション等）での利用や観光機構が認める第三者の使用等の二次利用が可能なよう著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

□仕様及び留意事項

・基本規格：フルHD以上（1920×1080ピクセル）、MP4ファイル形式とする。

・言語：日本語

・確認作業：仮編集段階で観光機構による内容確認を行うこと。

・動画利用：観光機構ホームページHOKKAIDO LOVE!の動画ライブラリーへ格納し、貸出し可能な動画データとすること。

⑥ その他自由提案

7.(3)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

⑦ 事業実施に係わる企画・運営・制作・調整・報告業務

・本事業実施に関する企画、手配・MCやイベント出演者、インフルエンサー・メディアの手配、広告宣伝物及び空間演出の製作、運営、実施に関する進行管理・各種手続き、集客・発信に関する業務など一切の必要な業務を行うこと。

・広告物に関する企画、編集、データ加工、権利処理を含む各種手続きなどの制作業務、広告展開に必要な各種プロモーションの実施など、企画から制作、効果的な展開に至るまで一切の必要業務を行うこと。

・各プロモーション展開は、観光機構との協議の上、詳細を決定し実施すること。

・実施結果の報告

定期的な進捗報告に加え、指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめ報告するものとする。また、報告は画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすいものにする。

(4) 効果検証・KPI

本プロモーションは、「認知・興味喚起」「共感による北海道ファンの獲得」「旅行意欲の向上による来道促進」の3段階でユーザーとの接点を構築することを目的とする。そのため、各施策において各媒体の特性に応じた効果測定方法、指標及び目標値（KPI）を設定し、その算出根拠（自社の過去の実績データや業界平均データ等）を明示したうえで効果を検証すること。また、各媒体別のほか本事業による効果を総合的に検証すること。なお、下記 KPI に記載した指標及び内容の計測は必須とする。

指標イメージ

□認知・興味喚起

OOH 広告接触人数/ OOH インプレッション/動画再生数/Web 広告表示回数・クリック数/LP 流入数（PV・UU 等）/SNS のインプレッション数/イベント参加者数

□共感・話題化

SNS におけるリーチ数、エンゲージメント率（特に SNS 保存数・シェア数・コメント数を重視）イベント参加者及びインフルエンサー投稿数/メディア掲載件数

□来道促進

位置情報（位置情報データ等）を活用した来道計測数/検索ボリュームの変動など当該事業に基づく波及効果の測定

【KPI】

・OOH 広告

OOH 広告接触人数の成果指標を設定し、KPI を示すこと。

また広告接触人数のみならず上記指標イメージ等を用いて認知向上・興味喚起に関する効果測定に適正な成果指標を設定し目標値を示すこと。

・Web 広告を活用した広告宣伝プロモーション

WEB 広告・SNS 広告表示回数・動画再生回数 合計 1,200 万回以上

動画再生数及び広告の表示回数、エンゲージメント率等の各種 KPI の内訳について、企画提案時に明記すること。

・メディア・インフルエンサー等を対象とした体感イベント

参加者数：各会場 20 名以上

掲載・投稿数など参加メディア・インフルエンサーによる発信数は、効果測定に適正な成果指標を設定のうえ、KPI を提示し提案を行うこと。

・インフルエンサー招聘

招聘人数：3 名以上

配信回数、記事配信のリーチ数やエンゲージメント率、動画配信の再生数等の成果指標を設定し、それぞれの KPI を示すこと。

(5) 事業実績報告書及び成果物・権利の整理

① 事業実績報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

ア) 事業の実施内容、成果、効果測定、数的分析等盛り込み、分かりやすい年間報告書を作成すること。

イ) 令和 8 年度の事業実施を通して把握できた事実に基づき、委託事業者としての所感及び令和 9 年度以降に向けた取組提案等を含めること。

イ) 報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

② 成果物

以下の成果物をデータにて提出のこと。

ア) 本業務における公告宣伝で使用した素材データ一式

イ) 当事業で収集した画像等、観光機構の他事業で二次利用できるものを整理すること。

ウ) USBメモリ1部とDVD-R1枚を事業完了報告とともに提出すること。

③ 権利関係の整理

制作した映像の著作権は観光機構所有とすること。

(6) 共通の注意事項

ア) 事業実施内容は観光機構と協議の上で決定すること。

イ) 上記(1)～(5)の業務遂行にかかる計画の策定

ウ) 上記(1)～(5)の業務にかかる手配、広告宣伝物及び空間演出の製作、運営、実施に関する進行管理・各種手続き、集客・発信に関するなどの業務など一切の必要な業務

エ) LPなどに当機構が取り組みを進める、HOKKAIDO LOVE! SNS公式アカウントとともに、「キョんちゃん」のInstagramのQRコード等の掲載を検討すること。

(7) 現物協賛について

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて参加表明すること。

(1) 表明期限 令和8年6月30日（火） 15:00

(2) 表明先 北海道札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
小島・林 E-mail: n_kojima@visithkd.or.jp/m_hayashi@visithkd.or.jp

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

(2) 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

各項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

10. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式は A4 版、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で 30 ページ程度とする。但し、全体的なイメージを伝える上で、必要に応じて A3 版を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は 1 社 1 提案とする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11. 企画提案書の提出

(1) 提出部数 企画提案書(A4 版)6 部

※ 1 部のみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残り 5 部は担当者名を「A」、「B」等の表現を用いて記載し、社名は無記名で提出すること。

※ コンソーシアムを構成する場合は、別紙「コンソーシアム協定書」を提出のこと。

(2) 提出場所 北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人 北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
小島・林宛

(3) 提出期限 令和 8 年 7 月 8 日 (水) 15:00 **※時間厳守**

(4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。

※ 企画書は紙面、並びにデータで提出のこと。

12. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。
- (2) 4 社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する 3 社を選定する。
- (3) 日時及び場所については、別途通知する。
- (4) 審査会に参加されない場合は、棄権とみなす。
- (5) 審査会時の追加資料の配布については認めない。-

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を資するものか、また目的を達成するために効果的であるか。

(2) 実現性

- ・ 事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。
- ・ ターゲット・訴求テーマに合致した企画内容及び訴求効果となっているか

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

※ 北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎(以下、「赤れんが庁舎」という)の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので提案に含めないよう留意下さい。

【例】制作する動画や広告展開において、赤れんが庁舎への誘客を PR するキャッチフレー

ズ、デザイン、装飾等

14. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 業務遂行にあたっては、観光機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (3) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、観光機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (4) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (5) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (6) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、観光機構に帰属するものとする。
- (7) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のホームページやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷。製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模メディアプロモーション（道外）事業」（以下「本業務」という）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 誘客促進強化事業 大規模メディアプロモーション（道外）事業」受託コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第 10 条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第 11 条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第 12 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 14 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 15 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 16 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 17 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結した証として本正本____通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名 称)
(代表者) ⑩

委託契約に関する留意事項

契約の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります。
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います。

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、観光機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、観光機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、観光機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子 様

〔申請者〕

住所

氏名

印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の実地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。